

個別論点ごとの議論

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
青少年保護ワーキンググループ(第3回)

令 和 8 年 2 月

(1) 新たなリスクへの対応について

【発信リスク】

- ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置等、発信に係るリスクに対してもプラットフォーム事業者やOS事業者等の取組を促すことについてどう考えるか。

【有害広告】

- インターネット上の媒体において、自ら広告掲載基準を定めるなど、媒体側での自主的な取組を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。

【第1・2回WGにおける各構成員のご発言（概要）】

- 日本において青少年のインターネット利用に関する包括的な法令が環境整備法しかないにもかかわらず、同法が制定されてから20年近く経過して自主的な改正が1回のみであり、新たなリスクへの対応が制度上できていない。SNSは一律に禁止することは現実的ではないため、発信に関するリスクへの対応を考えていくことが重要。
- 青少年が自ら発信しすることで、意図せず加害者や拡散者になってしまう場合に、それを個人の資質だけに委ねるのではなく、発達段階に応じた年齢制限やフィルタリングといった「保護の仕組み」を、いかに設計していくかが重要。
- 子どもの加害実態については、実態把握が必要。
- 青少年保護の仕組みは大きく4つある。①年齢確認、②ペアレンタルコントロール、③サービスのインターフェース設計、④リスク評価。この4つを念頭に置いた検討を進めていくべきでは。
- プラットフォームサービスの青少年保護機能は提供されて終わりではなく、青少年によって活用される必要がある。青少年保護機能がよりよく利活用されるために、青少年の利用に際して保護機能がデフォルトで設定されていることが望ましい。

(2) 発達に応じた保護について

【民間による年齢制限】

- ・コンテンツや機能について一律に国が評価を行うことは、政府による表現内容への介入であり、表現の自由等との関係で極めて慎重であるべきであることを踏まえ、民間において、青少年の年齢と発達段階に応じた適切な機能が提供される仕組みについてどう考えるか。

【年齢確認】

- ・携帯電話事業者に対して、法第13条に規定される購入時の青少年確認義務について、現行では88%であるところ、厳格な履行を求めるについてどう考えるか。

【第1・2回WGにおける各構成員のご発言（概要）】

- 新たなリスクへの対応として、サービスのリスク評価も必要ではないか。
- 同じサービスであるのに、アプリストア上のレーティングに差異が生じているということは合理的ではないのでは。
- 青少年が自ら発信しすることで、意図せず加害者や拡散者になってしまう場合に、それを個人の資質だけに委ねるのではなく、発達段階に応じた年齢制限やフィルタリングといった「保護の仕組み」を、いかに設計していくかが重要。〈再掲〉
- SNSの利用開始時の年齢確認方法について、自己申告一辺倒でよいのか。
- 利用対象年齢未満の利用者に対する保護措置はどうなっているのか。利用開始時の年齢確認をすり抜けてしまったこどもたちに対する安全設計を実装すべきでは。

(3) フィルタリングを含む閲覧防止策について

【フィルタリング以外の保護策】

- ・ 青少年に有害なおそれがある情報に対して、青少年による閲覧機会をできるだけ少なくするための保護者や本人の同意を前提とした技術的手段として、例えば、18歳未満ないし特定の年齢層に限定したフィルタリングや広告表示抑制機能アプリや「視聴・アクセス制限」を含め、どのようなものがあり得るか。

【フィルタリングの改善】

- ・ 閲覧防止技術等の技術的保護手段の開発・実装を促す手段として、フィルタリングソフトウェアの改善や事業者の新規参入を促すことについてどう考えるか。

【第1・2回WGにおける各構成員のご発言（概要）】

- スマホは通信回線を意識しないので通信事業者がフィルタリングだけがんばっても効果は期待できない。関係事業者の責任について改めて見直す必要あり。
- スマートフォンの普及により、垂直統合モデルが崩れ、青少年保護における各アクターが果たすべき役割と、現在の法的規律とのアンバランスが生じている。
- 有害情報の閲覧防止だけでなく、生成・発信の安全設計や発達支援のバランス設計も考えなければならない。

(4) その他

- 一部のプラットフォーム事業者において講じられている青少年保護に関するサービス提供上の工夫といった自主的な取組について、こうした取組を広げ、提供されるサービスの性質に応じた対応の更なる促進を図るための方策等についてどう考えるか。

【第1・2回WGにおける各構成員のご発言（概要）】

- プラットフォーム事業者の取組の促進は非常に重要。
- 全国で実施されている有益な広報及び啓発活動について知見を集積し、広めていくために議論すべき。

- ICTリテラシー関係

【第1・2回WGにおける各構成員のご発言（概要）】

- ICTリテラシー教育は、交通安全教育のように全国一律の内容で全国一律の取組となっていないことが課題。
- ICTリテラシー教育について、先進的な学校の取組を参考にして考えるべき。
- 教育現場では、事業者の青少年保護の取組の理解について、教職員によって差異があり、保護者ならなおさら。周知徹底が必要では。
- リスクの低減だけでなく、こども自身の発信、創作、参加といったエンパワーメントに繋がるような権利やこどものウェルビーイングの指標という観点も重要。安心安全と情報アクセスや創作、発信のエンパワーメントのバランスをとるような指標を作るべき。
- 生成AIの出現により、こども自身が危ういコンテンツを大量かつ容易に生成しうる側になるという変化があることを踏まえて議論した方が良い。

■ プラットフォームサービスの設計上における青少年保護措置

- ・ デフォルト設定・広告の閲覧制限
- ・ 利用対象年齢
- ・ 年齢確認

■ フィルタリング機能の改善

■ 携帯電話事業者における青少年確認義務

＜参考＞

■ ICTリテラシーの向上

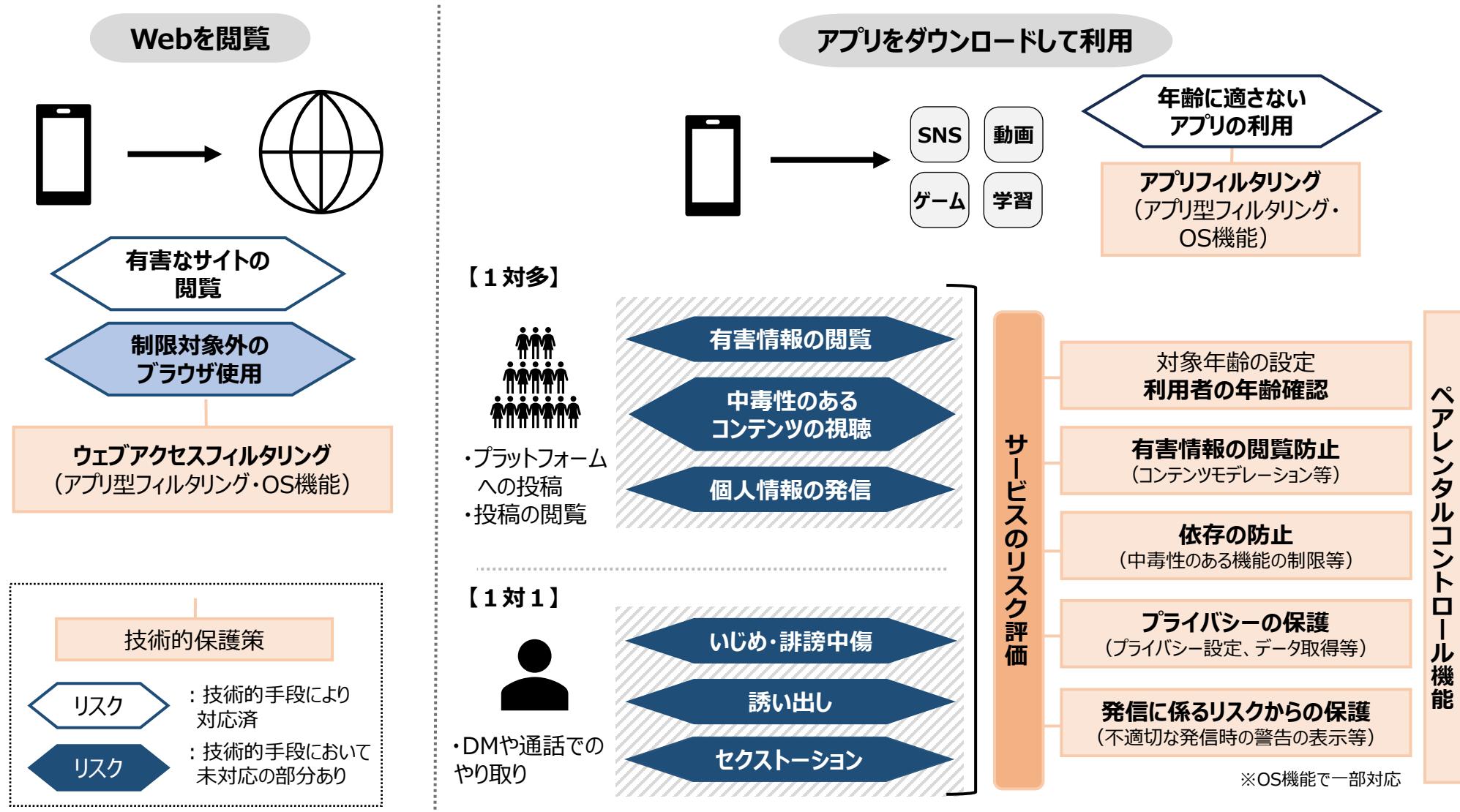
- ・ 学校教育との関係（リテラシー教育、教職員のリテラシー等）
- ・ 生成AIなど新たなサービスへの対応

プラットフォームサービスの設計上 における青少年保護措置

- ・ デフォルト設定・広告の閲覧制限
- ・ 利用対象年齢
- ・ 年齢確認

青少年のインターネット利用形態とリスク・技術的な保護策

- スマートフォンにおけるインターネットの利用形態は、大きく**Webの閲覧**と**アプリの利用**で区別できる。
- 青少年のインターネットの利用に伴い発生するリスクについて、新たなリスクが生じ、技術的保護策で対応できている部分がある一方、**対応が事業者の自主的な取組に委ねられている部分も存在する。**



プラットフォームサービスにおける青少年保護の主な取組

	Instagram 	TikTok 
サービスの概要	写真・動画の投稿、ライブ配信、チャット等	動画の投稿、ライブ配信、チャット等
青少年保護機能・措置	リスク評価の実施・公表	—
	有害情報の閲覧防止	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツモデレーションの実施 ・セーフサーチ：自殺、自傷行為、摂食障害に関する検索結果の非表示 ・広告の制限：ターゲティングの制限、特定コンテンツの未成年への配信の制限
	依存の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・中毒性のある機能の制限 ・利用時間の制限：視聴時間が60分を超過するとアプリを閉じるよう通知、夜間はスリープモードが適用され通知停止
	プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー設定：（13～15歳）非公開アカウント、ライブ配信の制限、DM相手の制限 ・通報/ブロック機能 ・データ取得制限：外部アプリから未成年のデータへアクセス不可
	発信に係るリスクからの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・発信機能の制限：（13歳～15歳）ライブ配信の制限、DM相手の制限 ・不適切な発信時の警告の表示：人を傷つけるおそれのあるコメントを投稿しようとすると再考を促す警告が表示、ヌードが含まれる画像の送受信に警告を表示
ペアレンタルコントロール機能	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティの確認：報告と違反に関する状況、フォロー・フォロワーリスト、利用時間、DMの相手 ・利用時間の制限設定 ・コンテンツの閲覧制限設定：コンテンツ制限レベルの緩和の承認 ・プライバシー設定の変更：保護者の同意が必要 ※制限の緩和のみ ・その他：「ティーンアカウント」の自動設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティの確認：利用時間、ブロックしたすべてのアカウント、フォロー・フォロワーリスト ・利用時間の制限設定 ・コンテンツの閲覧制限設定：未成年には適していない可能性があるコンテンツの表示が制限可能 ・プライバシー設定の変更：アカウントの公開範囲の管理

プラットフォームサービスにおける青少年保護の主な取組

	X X	YouTube	LINE
サービスの概要	テキスト・写真・動画の投稿、チャット等	動画の投稿・視聴、ライブ配信等	メッセージング、音声・ビデオ通話等
青少年保護機能・措置	<p>リスク評価の実施・公表</p> <p>有害情報の閲覧防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツモデレーションの実施 ・セーフサーチ：成人向けコンテンツ、ヘイト表現等がタイムラインから排除 ・広告の制限：ターゲティングの制限、特定コンテンツの未成年への配信の制限、閲覧履歴や位置情報に基づく広告表示の制限設定が可能 <p>依存の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中毒性のある機能の制限：動画の自動再生をオフに可能 ・利用時間の制限 <p>プライバシーの保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー設定：非公開アカウント、DM相手の制限、メールアドレスや電話番号によるアカウント検索機能のオフ ・通報/ブロック機能 ・データ取得制限 <p>発信に係るリスクからの保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発信機能の制限 ・不適切な発信時の警告の表示：人を傷つけるおそれのあるコメントを投稿しようとすると再考を促す警告が表示 <p>ペアルンタルコントロール機能</p>	<p>動画の投稿・視聴、ライブ配信等</p> <p>－</p> <p>・コンテンツモデレーションの実施</p> <p>・セーフサーチ：未成年が連続視聴すると悪影響があるコンテンツに対する安全対策、制限付きモードの設定</p> <p>・広告の制限：パーソナライズされた広告を配信不可、特定コンテンツの未成年への配信の制限</p> <p>・中毒性のある機能の制限：自動再生機能がオフ、低年齢向けの動画においては「質の高いコンテンツの原則」を設け、教育的価値や信頼性が高い動画を優先的に推奨（ショート動画の視聴時間の制限 ※日本では未導入。近日中に対応予定）</p> <p>・利用時間の制限：休憩を促すリマインダーを表示、就寝時間リマインダーが午後10時に表示</p> <p>・プライバシー設定：動画のアップロードは非公開設定</p> <p>・通報/ブロック機能：特定のユーザーのコメント、メンションをブロック可</p> <p>・データ取得制限：子ども向けコンテンツではデータの収集・使用を制限</p> <p>・発信機能の制限：16歳未満はライブ配信禁止、13歳未満はコメント・投稿が不可、子ども向けの動画ではコメントが不可</p> <p>・不適切な発信時の警告の表示：コミュニティガイドラインに違反したコンテンツを投稿しようとすると違反警告が表示</p> <p>・アクティビティの確認：YouTube視聴・検索履歴の閲覧、子どものチャンネルの概要、アップロードした公開動画等の数等の共有</p> <p>・利用時間の制限設定</p> <p>・コンテンツ閲覧制限：特定コンテンツの非表示</p> <p>・プライバシー設定の変更：公開範囲の管理</p> <p>・その他：アプリ内購入機能が制限可能</p>	<p>メッセージング、音声・ビデオ通話等</p> <p>－</p> <p>・コンテンツモデレーションの実施：（オープンチャット）特定のトーカールームの露出制限・内容確認、モニタリングの優先・厳格対応</p> <p>・セーフサーチ：（オープンチャット）法的年齢制限のあるカテゴリ等の検索結果非表示</p> <p>・広告の制限：特定コンテンツの未成年への配信の制限</p> <p>・中毒性のある機能の制限</p> <p>・利用時間の制限</p> <p>・プライバシー設定：友だち追加制限（電話番号、LINEID）、特定カテゴリのオープンチャットの参加制限</p> <p>・通報/ブロック機能</p> <p>・データ取得制限</p> <p>・発信機能の制限：（オープンチャット）自動削除されるNGワードを設定</p> <p>・不適切な発信に係る警告の表示：（オープンチャット）発信リスクに係る警告を表示</p>

プラットフォームサービスにおける広告の閲覧制限について

- 各媒体において、広告掲載基準が定められ、青少年保護に配慮した取組も実施されている。
- 特定のコンテンツについて、未成年への配信を制限はいずれの媒体でも実施されているが、広告のパーソナライズの制限やターゲティングの制限には対応にばらつきがある。

媒体	広告掲載基準	広告掲載基準のうち、特に青少年保護に係る規定	
		有無	詳細
Google	○	○	<ul style="list-style-type: none"> • 広告のパーソナライズの無効 • 未成年への配信の制限：性的な成人向けコンテンツ、アルコール、タバコ、危険ドラッグ、身体改造・減量、懸賞、花火や武器といった危険なコンテンツ、ギャンブル、カジノ、医薬品・サプリメント、暴力、金融、政治・宗教、性的・恋愛、スパイ行為、大人向けオンラインコミュニティ ※13歳未満と、13歳以上17歳以下で強度が異なる
YouTube	○	○	<ul style="list-style-type: none"> • 広告のパーソナライズの無効 • 未成年への配信の制限：子どもにとって不適切なメディア・ビデオゲーム、出会い系・交流サイト、美容・減量、食品・飲料、違法または規制対象の商品、政治的・宗教的な広告、アダルトコンテンツに関する広告、有害なコンテンツ、暴力的なコンテンツ
Meta (Instagram、Facebook)	○	○	<p>■ パーソナライズの制限</p> <ul style="list-style-type: none"> • ターゲティングの制限：性別、市区町村レベルの狭い地域、興味関心データは使用不可 • 未成年への配信の制限：アルコール、デート・出会い系、健康・美容、タバコ、医薬品、金融、オンラインギャンブル、オンラインゲーム、一部の性的コンテンツ等
TikTok	○	○	<p>■ パーソナライズの制限</p> <ul style="list-style-type: none"> • ターゲティングの制限：性別、購買力、世帯年収、興味関心データ等の利用禁止 • 未成年への配信の制限：アルコール、金融、ギャンブル、ヘルスケア・医薬品、政治宗教、未成年者の健康や安全を危険にさらす可能性のある素材、成人向け、危険物、知財侵害、暴力、体重管理等
X	○	○	<p>■ パーソナライズの制限</p> <ul style="list-style-type: none"> • ターゲティングの制限：未成年のみを対象としたターゲティング不可 • 未成年への配信の制限：アルコール、武器・弾薬、花火、タバコ、規制物質等、薬物、ダイエット商品、健康補助食品、賭博商品、タトゥー・ボディピアス等、性的な商品、性的な成人向けコンテンツ等
LINE	○	○	<ul style="list-style-type: none"> • 広告のパーソナライズ・ターゲティングの制限：(Yahoo!広告においてパーソナライズ・ターゲティングの制限。2026年春にプラットフォーム統合後の「LINEヤフー広告」に適用予定。) • 未成年への配信の制限：年齢制限表記義務あるいは未成年への配慮義務（アルコール、公営競技、宝くじ、スポーツ振興くじ、結婚紹介業、婚活パーティ等、出会い系、金融系）

【参考】諸外国における広告規制の自主的な取組

- EUでは1992年に、法規制強化の動きを背景にEASAが設立。EASAがガイドラインを作成するとともに、EU域内の各国の広告業界団体がネット広告に倫理・表現コードを適用し、苦情処理や自主是正を実施。青少年保護の関係では、ターゲティング広告の禁止を規定している。
- 英国、フランスでも自主規制団体による取組が実施され、青少年保護に関する規制も盛り込まれている。

【EU】

方策	概要	青少年保護に関する規制の有無
EASA： 欧州広告基準アライアンス 各国広告審査機構の ネット広告コード	<ul style="list-style-type: none"> EASAは1992年によって設立されたEU域内の広告自己規制機関の連合。 各国でTV・新聞同様にネット広告にも倫理・表現コードを適用し、苦情処理や自主是正を実施。EU委員会とも協力関係にあり、年次で自己規制の実効性を報告している。 	<p>【○：子どもへのターゲティング広告を禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「子ども（Children）」を12歳以下、「青少年（Teens）」を13歳から17歳と定義し、子どもへのオンライン行動ターゲティング広告を禁止している。

【英国】

ASA : CAPコード（広告慣行委員会コードと広告監視）	<ul style="list-style-type: none"> ASA（The Advertising Standards Authority：広告基準協議会）は、1961年設立され、自主規制のCAPコードを制定。 ASAは自主的にSNS上の広告・インフルエンサー投稿も含めてAIや人手により広告のモニタリングを実施し、2024年に2,800万件の広告をスキャンし、3万件以上の修正・取下げを達成した。 ASAに従わない常習的な違反者は法的監督機関であるOfcomへエスカレーションされ、ビジネス中断命令等の法的制裁を受ける可能性がある。 	<p>【○：規制有り】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年保護を最優先とし、AIを用いて未成年者の関心が高いカテゴリー（電子タバコ、整形手術、ギャンブル等）の広告を集中的にスキャンしている。
----------------------------------	---	---

【フランス】

ARPP : Digital Ad Trust (認証制度)	<ul style="list-style-type: none"> ARPPはフランスの広告自主規制機関であり、広告の公正性・倫理性を確保する業界団体で、広告内容の事前審査を行い、ガイドラインを提供し、違反時の対応も担うことで、消費者の誤認防止と業界の健全性を保つ役割を果たしている。 Digital Ad Trustは、ARPPと関連団体（ACPM, CESP等）が連携し、サイトの品質を「5つの指標」で評価して認証ラベルを付与する。ラベル取得サイトは、広告主から「プレミアムな広告枠」として認知され、より高い単価での広告獲得が可能となる。審査プロセスには第三者機関の監査が含まれており、認証の客観性が担保されている。 	<p>【○：規制有り】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年保護に関する厳格な基準を設け、未成年者を対象とした広告や、未成年者が接触する可能性の高いサイトにおける表現規制を強化している。 具体的には、アルコールやスポーツ賭博、オンラインカジノ等の広告が未成年者向けサービスで配信されることを厳禁としている。
--------------------------------------	---	---

諸外国法制等における青少年のプラットフォームサービスの利用に係る規定

12

	EU	イギリス	アメリカ各州
	デジタルサービス法 (DSA) DSAに基づく未成年者保護ガイドライン	オンライン安全法 (OSA) OSAに基づく行動規範・ガイダンス	ユタ州・カリフォルニア州・テキサス州・ニューヨーク州
リスク評価の実施・公表	超大規模事業者は自社サービスについて、リスク評価を行い、必要な軽減措置を講じる義務	子どものアクセス評価、子どもに有害なコンテンツのリスク評価および結果の書面保管、リスク軽減措置を実施する義務	子どもの権利や安全へのリスクを評価するデータ保護影響評価 (DPIA) を作成・保管し、評価結果に応じてリスク軽減措置を講じる義務 (カリフォルニア州)
有害情報の閲覧防止 (コンテンツモデレーション・セーフサーチ・広告)	未成年者に有害なコンテンツ・行動を専門家等と協力して定義 ポリシーに基づくコンテンツモデレーションの実施 ・プロファイリングに基づく広告の表示の禁止 ・有害・非倫理的・違法な広告からの保護 ・有害・危険なコンテンツのレコメンドの制限	ポリシーに基づくコンテンツモデレーションの実施 子どもに有害なコンテンツのレコメンドからの除外	有害情報のモデレーションの実施 (テキサス州) ・ターゲティング広告の禁止 (テキサス州)
依存の防止 (中毒性のある機能の制限・利用時間の制限)	無限スクロール機能等の利用者のエンゲージメントを主目的とした機能の制限 レコメンド機能のリセットの搭載 効果的な時間管理ツールの実装	(リスク評価等を基に) レコメンダーシステムが子ども向けフィードから子どもにとって特に有害なコンテンツを除外	中毒的フィード提供時の保護者同意取得 (ニューヨーク州) 未成年の長時間利用を誘発する設計の禁止 (カリフォルニア州) 深夜帯の通知禁止 (ニューヨーク州)
プライバシーの保護 (非公開アカウント・通報/ブロック機能・データ取得制限)	各種プライバシー保護設定のデフォルト化 (アカウントの非公開、DM相手の制限等) ブロック・ミュート機能の提供 ・プラットフォーム外での行動データの収集禁止	子どもが投稿したコンテンツへのコメントのオフ機能の提供 ブロック・ミュート機能の提供	プライバシー設定の高水準化 (カリフォルニア州) 必要以上の個人情報の収集・使用禁止 (ユタ州)
発信に係るリスクからの保護 (発信機能の制限・不適切な発信時の警告表示)		子どもが有害なコンテンツを投稿したときに支援策を案内	DM相手の制限、アカウントの非表示等の措置 (ユタ州)
ペアレンタルコントロール機能	保護者向けツール提供の推奨		

出典：各種公開情報を基に総務省作成

諸外国法制等におけるサービスのリスク評価に係る規定

国・地域	法令等	リスク評価に係る内容
EU	デジタルサービス法 (DSA)	<ul style="list-style-type: none"> 超大規模オンラインプラットフォーム・超大規模検索エンジンに対し、指定から4か月以内（その後は年に一度）にリスク評価を実施し報告書を提出する。 リスク評価においては、特に以下の要因が影響しているか考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> レコメンダーシステム及びその他のアルゴリズム・システムの設計 コンテンツ・モデレーション・システム 利用規約及びその実施 広告の選択及び提示システム データ取扱いに関する提供者の慣行 評価結果に応じてリスク軽減措置を講じる。
イギリス	オンライン安全法 (OSA)	<ul style="list-style-type: none"> 規制対象のユーザ間サービス・検索サービスに対して、子どもがアクセスしうるサービスであると評価された場合、利用する子どものリスクはどれくらいかリスク評価を行う。 リスク評価においては、各コンテンツタイプに「無視できる」、「低リスク」、「中リスク」、「高リスク」のリスクレベルを割り当てることで評価する。 評価結果に応じて、「子どもの保護に関する行動規範」で提示された推奨される対策を講じる。
オーストラリア	クラス1コンテンツソーシャルメディアサービス業界規範	<ul style="list-style-type: none"> 全世界の月間アクティブユーザ数が3,000万人以上などの条件を満たすSNSに対し、リスク評価を義務付け。 リスク評価においては、オンライン安全法で規定しているクラス1コンテンツについて評価。 評価結果に応じて、リスク軽減措置を講じる。 <p>※クラス1コンテンツとは、児童性的搾取素材や犯罪及び暴力、薬物など国内での上映や販売が禁止されるコンテンツ。</p>
米 カリフォルニア州	年齢適正設計規範法 (施行差止め)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが利用し得るサービスに対し、機能の提供開始前にリスク評価を義務付け。 リスク評価においては、子どもの権利や安全へのリスクを評価し、データ保護影響評価（DPIA）を作成・保管する。 評価結果対応に応じて、リスク軽減措置を講じる。

プラットフォームサービスの設計上 における青少年保護措置

- ・ デフォルト設定・広告の閲覧制限
- ・ **利用対象年齢**
- ・ **年齢確認**

- プラットフォームサービスにおける利用規約上の対象年齢と、各アピリストアのレーティングはおおむね類似。
- 他方、LINEについては対象年齢とGoogle Playのレーティングに差異がある。

	利用規約上の対象年齢 に関する記載	App Store	Google Play
Instagram 	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	13+	12+
TikTok 	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	13+	12+
LINE 	12歳以上 (利用推奨年齢)	13+	3+
X 	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	16+	12+
YouTube 	13歳以上 (13歳未満の場合、ファミリーリンクにより 保護者によるアカウント設定が必要)	13+	12+

注： App Storeでは、「年齢制限指定」（以下、「年齢制限」を「レーティング」という。）に関する質問に対してそれぞれのアプリ事業者が回答するプロセスを通じてレーティングが判断される。アプリ規約上の利用対象年齢が、このプロセスを通じて割り当てられたレーティングよりも高い場合には、レーティングを高く設定することも可能。

AppleとGoogleにおけるアプリストアのレーティング基準について

- Appleは、暴力・性・ギャンブルのほか、医療・ウェルネス、アプリの機能等、レーティング基準を細かく設定。Googleは、暴力・性・ギャンブルに関する内容が中心であるが、開発者向けの専門ポリシーによる管理などの多角的な措置を実施。
- 両者の比較に限界はあるが、レーティングの項目は類似。

Apple グローバル共通基準（日本適用基準）		Google その他の地域の基準（日本適用基準）	
項目	内容	項目	内容
4+	<ul style="list-style-type: none"> • アプリ内コントロール：ペアレンタルコントロール、年齢確認 • 機能：ユーザ生成コンテンツ、メッセージとチャット、広告 • 運や偶然に基づくアクティビティ：コンテストがまれに含まれる 	3+	<ul style="list-style-type: none"> • コミカルな場面や空想的な内容での暴力は一部認められていますが、不適切な言葉遣いは許可されていません。
9+	<ul style="list-style-type: none"> • 成人向けのテーマ：冒とく的で下品なユーモアがまれに含まれる、ホラーや恐怖に関するテーマがまれに含まれる • 医療またはウェルネス：健康またはウェルネスに関するトピック • 性的内容またはヌード：成人向けまたは露骨な表現のテーマがまれに含まれる • 暴力：アニメ・ファンタジーバイオレンス、銃またはその他の武器がまれに含まれる • 運や偶然に基づくアクティビティ：ルートボックス 	7+	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもに恐怖感を与えるシーンや音声が含まれている可能性があります。軽度の暴力（暗示的または非現実的なもの）が許可されています。
13+	<ul style="list-style-type: none"> • 成人向けのテーマ：冒とく的で下品なユーモアが頻繁に含まれる、ホラーや恐怖に関するテーマが頻繁に含まれる、アルコール、タバコ、ドラッグの使用または言及がまれに含まれる • 医療またはウェルネス：医療または治療に関する情報がまれに含まれる • 性的内容またはヌード：性的内容およびヌードがまれに含まれる • 暴力：アニメまたはファンタジーバイオレンスが頻繁に含まれる、リアルな暴力表現がまれに含まれる、銃またはその他の武器が頻繁に含まれる • 運や偶然に基づくアクティビティ：まれな疑似ギャンブル、コンテストが頻繁に含まれる 	12+	<ul style="list-style-type: none"> • 空想上のキャラクターに関する暴力、人間の外観をしたキャラクターや動物に関する写実的ではない暴力、写実的ではないヌード、軽度の不適切な言葉遣い、擬似ギャンブルは許可されていますが、性的な罵り言葉は許可されません。
16+	<ul style="list-style-type: none"> • 機能：無制限のWebアクセス • 医療またはウェルネス：医療または治療に関する情報が頻繁に含まれる • 性的内容またはヌード：成人向けまたは露骨な表現のテーマが頻繁に含まれる 	16+	<ul style="list-style-type: none"> • 写実性の高い暴力、性行為、乱暴な言葉遣い、タバコや薬物の使用、犯罪活動の描写が許可されています。
18+	<ul style="list-style-type: none"> • 成人向けのテーマ：アルコール、タバコ、ドラッグの使用または言及が頻繁に含まれる • 性的内容またはヌード：性的内容およびヌードが頻繁に含まれる • 暴力：リアルな暴力表現が頻繁に含まれる • 運や偶然に基づくアクティビティ：頻繁な擬似ギャンブル 	18+	<ul style="list-style-type: none"> • 動機のない暴力や無防備なキャラクターに対する暴力の写実性の高い描写や、性的暴力が許可。 • 写実性の高い性的なコンテンツ、差別行為、違法薬物の使用を美化する場面が含まれている。

AppleとGoogleにおける一部の国・地域のレーティング対応について

- Apple及びGoogleは、一部の国・地域において、個別の法令や審査機関などに基づいた基準を設定。

	Apple		Google	
	個別基準	根拠	個別基準	審査機関
オーストラリア	○	コンピュータゲームの分類に関するガイドライン	○	オーストラリア等級審査委員会（ACB）
ブラジル	○	ブラジル法務省(MOJ)の要請	○	ブラジルのアドバイザリーレーティング（ClassInd）
韓国	○	ゲーム物管理委員会(GRAC)	○	ゲーム物管理委員会（GRAC）
南北アメリカ			○	エンターテインメント ソフトウェア レイティング委員会（ESRB）
ヨーロッパと中東			○	汎欧洲ゲーム情報（PEGI）
ドイツ			○	ソフトウェア事前審査機構（USK）

【参考】Appleにおける一部の国・地域のレーティング対応について

■ オーストラリア

項目	内容
15+	<ul style="list-style-type: none"> 機能：無制限のWebアクセス 医療またはウェルネス：医療または治療に関する情報が頻繁に含まれる 運や偶然に基づくアクティビティ：ルートボックス
R18+	<ul style="list-style-type: none"> 運や偶然に基づくアクティビティ：ギャンブル、疑似ギャンブル

■ 韓国

項目	内容
全年齢	<ul style="list-style-type: none"> アプリ内コントロール：ペアレンタルコントロール、年齢確認 機能：ユーザ生成コンテンツ、メッセージとチャット、広告 成人向けのテーマ：冒とく的で下品なユーモアが頻繁に含まれる、ホラーや恐怖に関するテーマがまれに含まれる 医療またはウェルネス：健康またはウェルネス関連 性的内容またはヌード：成人向けまたは露骨な表現のテーマがまれに含まれる 暴力：アニメまたはファンタジーバイオレンスがまれに含まれる、銃またはその他の武器がまれに含まれる 運や偶然に基づくアクティビティ：コンテストがまれに含まれる、ルートボックス
12+	<ul style="list-style-type: none"> 成人向けのテーマ：冒とく的で下品なユーモアがまれに含まれる、ホラーや恐怖に関するテーマが頻繁に含まれる、アルコール、タバコ、ドラッグの使用または言及がまれに含まれる 医療またはウェルネス：医療または治療に関する情報がまれに含まれる 性的内容またはヌード：成人向けまたは露骨な表現のテーマが頻繁に含まれる、性的内容およびヌードがまれに含まれる 暴力：アニメまたはファンタジーバイオレンスが頻繁に含まれる、リアルな暴力表現がまれに含まれる、銃またはその他の武器が頻繁に含まれる 運や偶然に基づくアクティビティ：まれな疑似ギャンブル
15+	<ul style="list-style-type: none"> 機能：無制限のWebアクセス 医療またはウェルネス：医療または治療に関する情報が頻繁に含まれる
19+	<ul style="list-style-type: none"> 成人向けのテーマ：アルコール、タバコ、ドラッグの使用または言及が頻繁に含まれる 性的内容またはヌード：性的内容およびヌードが頻繁に含まれる 暴力：リアルな暴力表現が頻繁に含まれる 運や偶然に基づくアクティビティ：ギャンブル、頻繁な擬似ギャンブル

■ ブラジル

項目	内容
AL	<ul style="list-style-type: none"> アプリ内コントロール：ペアレンタルコントロール、年齢確認 機能：ユーザ生成コンテンツ、メッセージとチャット、広告 運や偶然に基づくアクティビティ：コンテストがまれに含まれる
A10	<ul style="list-style-type: none"> 成人向けのテーマ：冒とく的で下品なユーモアがまれに含まれる、ホラーや恐怖に関するトピック 医療またはウェルネス：健康またはウェルネスに関するトピック 暴力：アニメまたはファンタジーバイオレンスがまれに含まれる、銃またはその他の武器がまれに含まれる 運や偶然に基づくアクティビティ：ルートボックス
A12	<ul style="list-style-type: none"> 成人向けのテーマ：冒とく的で下品なユーモアが頻繁に含まれる 医療またはウェルネス：医療または治療に関する情報がまれに含まれる 性的内容またはヌード：成人向けまたは露骨な表現のテーマがまれに含まれる、性的内容およびヌードがまれに含まれる 暴力：アニメまたはファンタジーバイオレンスが頻繁に含まれる、リアルな暴力表現がまれに含まれる。銃またはその他の武器が頻繁に含まれる 運や偶然に基づくアクティビティ：まれな疑似ギャンブル
A14	<ul style="list-style-type: none"> 成人向けのテーマ：ホラーや恐怖に関するテーマが頻繁に含まれる、アルコール、タバコ、ドラッグの使用または言及がまれに含まれる
A16	<ul style="list-style-type: none"> 機能：無制限のWebアクセス、銃またはその他の武器がまれに含まれる 成人向けのテーマ：アルコール、タバコ、ドラッグの使用または言及が頻繁に含まれる 医療またはウェルネス：医療または治療に関する情報が頻繁に含まれる
A18	<ul style="list-style-type: none"> 性的内容またはヌード：成人向けまたは露骨な表現のテーマが頻繁に含まれる、性的内容およびヌードが頻繁に含まれる 暴力：リアルな暴力表現が頻繁に含まれる 運や偶然に基づくアクティビティ：ギャンブルが頻繁に含まれる、頻繁な擬似ギャンブル

【参考】Googleにおける一部の国・地域のレーティング対応について

■ 南北アメリカ

項目	内容
EVERY ONE	・一般にすべての年齢に適しているコンテンツ。風刺漫画（最小限）、空想的内容、軽度の暴力、やや不適切な言葉遣い（低頻度）が含まれることがあります。
EVERY ONE10+	・一般に 10 歳以上の年齢に適しているコンテンツ。より多くの風刺漫画、空想的内容、軽度の暴力、やや不適切な言葉遣い、性的なものを暗示するテーマ（最小限）が含まれることがあります。
TEEN	・一般に 13 歳以上の年齢に適しているコンテンツ。暴力、性的なものを暗示するテーマ、下品なジョーク、流血（最小限）、擬似ギャンブル、乱暴な言葉遣い（低頻度）が含まれることがあります。
MATURE	・一般に 17 歳以上の年齢に適しているコンテンツ。激しい暴力、流血、性的なコンテンツ、乱暴な言葉遣いが含まれことがあります。
ADULTS ONLY	・18 歳以上のユーザーのみに適しているコンテンツ。長時間にわたる激しい暴力シーン、写実的な性的コンテンツ、実際の通貨を使用したギャンブルが含まれことがあります。

■ ドイツ

項目	内容
すべての年齢層	・年齢制限のないアプリは、青少年の保護に関連しないコンテンツで構成され、子どもや青少年だけでなく成人も対象となります。たとえば、ユーティリティ プログラム、製品カタログ、ツールアプリのほか、ユーザー作成コンテンツのすべてが徹底的に審査、フィルタリング、管理されているソーシャル ネットワークなどがこのカテゴリに分類されます。
6歳以上	・このカテゴリのアプリには、就学前の子どもには適さない要素が含まれている可能性があります。恐怖感を与える場面が低頻度で含まれていたり、軽度な罵り言葉や性的なほのめかしがまれに出現したりする場合があります。暴力的な画像が含まれても抽象的であり、作品全体を決定づけるものではありません。この年齢層カテゴリのゲームは家族向けとして分類されるものの、より刺激的で競争を楽しむ要素が含まれています。
12歳以上	・このカテゴリのアプリは、恐怖感を与える要素、ショック効果、過激な言葉遣い、性的なコンテンツ、低頻度の暴力的画像が含まれていることにより、低年齢の子どもに悪影響を与える可能性があります。このカテゴリのゲームには、競争性を追求した激しいゲームプレイが多く含まれていることがあります。ソーシャル ネットワークやユーザー作成コンテンツは、一般的に青少年の保護に関連する可能性がありますのでご注意ください。
16歳以上	・写実性の高い暴力シーンが含まれているもの、ショックや恐怖感を与える要素や過激な言葉遣いが高頻度で含まれているもの、または性的なことに焦点を当てたアプリなどがこのカテゴリに分類されます。多くのゲームには、武装戦、フレームワーク ストーリー、軍事ミッションが含まれます。また、このカテゴリのジャンルには、アクション アドベンチャー、軍事戦略ゲーム、ファースト パーソン シューティング ゲーム (FPS) が含まれます。
18歳以上	・アプリが 18 歳以上のカテゴリに分類されるのは、明らかな薬物使用の映像のほか、特に写実性が高く露骨な暴力シーンが含まれている場合です。この年齢層カテゴリのほぼすべてのゲームでは、ゲーム目的の大半に明白なバイオレンス ゲームのコンセプトが含まれています。

■ ヨーロッパと中東

項目	内容
PEGI 3	・このレーティングのアプリのコンテンツはすべての年齢層に適していると見なされます。笑いを誘う状況での暴力（一般に、バッグス バニーやトムとジェリーといったアニメのような暴力の形）は許容されます。子供が画面上のキャラクターを実生活のキャラクターに関連付けることができないようにし、確実に想像上のキャラクターものにする必要があります。アプリに、小さい子供に恐怖感を与える可能性がある音声や画像を含めてはなりません。不快感を与える表現が聞こえてはなりません。
PEGI 7	・通常は PEGI 3 に分類されるものの、子どもに恐怖感を与える可能性があるシーンや音声が含まれているアプリは、このカテゴリに適していると見なされます。PEGI 7 のアプリに含まれている可能性があるのは、暗示的、または詳細に描写されていない暴力、写実性の低い暴力など、非常に軽度の暴力のみです。
PEGI 12	・想像上のキャラクターに対するやや写実性の高い暴力、人間の外観をしたキャラクターや動物に対する写実的ではない暴力、やや写実性の高いヌードや擬似ギャンブルを含むゲームやアプリは、この年齢層のカテゴリに分類されます。このカテゴリでは、不適切な言葉遣いは軽度でなければならず、性的な罵り言葉が含まれていてはなりません。
PEGI 16	・暴力や性行為の描写が実生活で予想されるのと同様のレベルに達している場合は、このレーティングが適用されます。過激な言葉遣い、タバコや薬物の使用を奨励するような場面、犯罪行為の描写などが含まれる場合は、PEGI 16 に分類されます。
PEGI 18	・暴力のレベルが、著しい暴力の描写になる段階や、具体的なタイプの暴力の要素（衝動的な殺人、無防備なキャラクターに対する暴力、性的暴力）を含む段階に達している場合に、成人の分類が適用されます。また、写実的な性的コンテンツ、差別、不正ドラッグの使用の魅力的な描写が含まれている場合も適用されることがあります。
保護者の判断を推奨	・アプリの提供するコンテンツが、必ずしもすべて事前の分類が可能なわけではありません。あるアプリは、（たとえばコンテンツをストリーミングするための）ポータルとして機能し、ユーザーが選択できるさまざまなコンテンツを多岐にわたって提供します。年齢に適したコンテンツが提供されるだけでなく、お子様に不適切なコンテンツが提供されるおそれもあります。Google ではこうしたアプリについて、「[保護者の判断を推奨]」アイコンを使用して、このようなおそれがあることを保護者の方にお知らせしています。

注：上記のほか、オーストラリア（ゲームのみ）、ブラジル、韓国（ゲームのみ）においても独自レーティング基準を設定。

出典：各社HP情報等を基に総務省作成

- Webコンテンツの審査・認定について、日本ではI-ROIやEMAといった機関が2000年代後半から2010年代までWebサイトの審査・認定に関する取組を行っていたところ、現状では取組を終了している。

審査機関	概要
モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）	<ul style="list-style-type: none">2008年4月、「青少年インターネット環境整備法」の施行に合わせ、携帯電話向けのウェブサイトを審査し、健全なサイトを認定するための第三者機関として設立。認定されたウェブサイトについてはフィルタリングサービスの対象外として青少年も利用可能な取り扱いとすることができた。<u>2019年4月、スマートフォンへの対応体制の見通しが立たないことから認定事業を終了・解散。</u>
インターネット・コンテンツ審査監視機構（I-ROI）	<ul style="list-style-type: none">2008年4月、「青少年インターネット環境整備法」の施行に合わせ、PCウェブサイト上の違法・有害情報から青少年を保護するための第三者機関として設立。過去にウェブサイト認定事業を実施。現在はDCA資格の認定を主に取り組む。 ※DCA資格とは、インターネットを安心・安全に利用するための態度や知識、技能を身に付けることを目的とした資格。

国・地域	審査機関	概要
アメリカ	Association of Sites Advocating Child Protection (ASACP)	<ul style="list-style-type: none"> ASACPは、1996年にインターネット上における児童ポルノ・児童搾取への対策を目的として設立された非営利団体。成人向けウェブサイトラベル（RTAラベル）の発行等の活動を行っている。 成人向けメディア、決済処理サービス企業、成人向け製品メーカー、成人向けライブプラットフォームなど成人サービス企業を中心に幅広い事業者が資金提供。 多くのフィルタリングソフトウェアやサービスは、RTAラベリングが行われたウェブサイトを認識することができ、自動的にコンテンツ表示を制限することができる。 現在もPornhub等の大手アダルトサイトで利用。 
EU	Internet Content Rating Association (ICRA) 	<ul style="list-style-type: none"> ICRAは、1999年5月に設立され、米国および欧州を中心としてWebコンテンツのラベリングを実施していた組織。 アンケートを活用し、自社ウェブサイトに存在する性表現や暴力描写等の未成年向けでない要素を含むかを自主的に回答させ、それに伴ったラベルを発行し、そのラベルによってフィルタリングが行われるシステムであった。 <u>ICRAのラベリング活動には、EUの資金援助や、Microsoft・IBMといった大企業の支援が行われていたものの、2010年10月にラベリングおよび組織が廃止された。</u>
フランス	Forum des droits sur l'Internet (FDI)	<ul style="list-style-type: none"> Forum des droits sur l'Internet (インターネット権利フォーラム、以下FDI) は、消費者、民間企業、公的機関の間での関係者間協議を目的として設立された組織である。 2006年10月、FDIは、フランスの携帯電話事業者業界の要請を受けて、モバイルマルチメディアコンテンツの分類スキームを開発・発表した。 本分類スキームは、Webコンテンツ編集者が自己分類やそれに基づく警告表示を携帯キャリアの要求に基づいて行い、それに基づいて携帯キャリアがペアレンタルコントロールによるコンテンツ表示制限を行う設計となっていた。 <u>本取組は、母体であるFDIの内部不和による組織衰退に伴い2010年に廃止された。</u>

プラットフォームサービスの設計上 における青少年保護措置

- ・ デフォルト設定・広告の閲覧制限
- ・ 利用対象年齢
- ・ 年齢確認

日本におけるプラットフォームサービスの年齢確認方法

- 利用開始時の年齢確認方法について、自己申告で生年月日を入力する手法が多く取られているところ、LINEでは携帯電話事業者の登録情報に基づき年齢を確認している。
- 利用中の措置について、他の利用者からの通報やコンテンツなどからの検知に基づき、利用者が対象年齢未満であることが疑わしい場合には、身分証の提示などによる確認方法が一部取られている。

	利用開始時の年齢確認方法	利用規約上の対象年齢に関する記載	(利用中) 対象年齢未満であることが疑わしい場合における利用者年齢の確認方法	対象年齢未満の利用者への対応
Instagram 	アカウント作成時に生年月日を入力(自己申告)	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・AIを活用した検知システムにより13歳未満の可能性が高い利用者(投稿やプロフィール、コンテンツ)を検知 ・利用者からの報告 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書による確認やYoti社の顔ベース(自撮り動画)の年齢予測ツールによる年齢確認を実施 	・アカウントの削除
TikTok 	アカウント作成時に生年月日を入力(自己申告)	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・13歳未満と疑われる利用者の通報 ・コンテンツ審査(13歳未満の子どもが単独で写っているコンテンツを検知、当該アカウントの自己紹介欄やプロフィール写真、ユーザー名や他の投稿を含めて審査) <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢の認証(身分証等による確認) 	・アカウントの停止
X 	アカウント作成時に生年月日を入力(自己申告)	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・13歳未満と疑われる利用者の通報 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類を提出し年齢確認 	・アカウントの凍結
YouTube 	Googleアカウント作成時に生年月日を入力(自己申告)	13歳以上 (13歳未満の場合、ファミリーリンクにより保護者によるアカウント設定が必要)	<p>※日本では非適用、今後展開予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械学習を活用し、アカウントが同意年齢未満の利用者によって所有されていることを示すシグナルを特定 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13歳以上であることを証明する政府発行の身分証又はクレジットカードを提出するか、Family Linkを通じて管理されたGoogleアカウントを作成することが求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ・14日以内に管理機能の設定または年齢の証明をしない場合、アカウントが無効化 ・その後30日後に、アカウント情報を削除
LINE 	携帯電話事業者の登録情報に基づく年齢確認	12歳以上 (利用推奨年齢)	(保護者の監督下での利用が想定されていることから、利用推奨年齢未満であることを理由として利用制限等の措置は想定していない)	(利用推奨年齢未満は、利用規約上の利用禁止年齢ではない)

諸外国法制等における年齢確認方法と事業者の対応

国・地域	法令等	年齢確認に係る内容	(参考) 事業者の対応
EU	デジタルサービス法(DSA)に基づく未成年保護ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象サービス： (推奨) 青少年に対してリスクの高いサービス ・ 推奨される年齢確認手法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書やID等による「年齢確認」 (①) <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府発行のIDウォレットの利用 ・ EU年齢確認ソリューションの利用 ・ 顔認証や履歴等による「年齢推定」 (②) <ul style="list-style-type: none"> ※補完的手段 ・ なお、生年月日を入力する等の「自己申告」(③)は、プライバシー、安全性、セキュリティの面から適切ではない方法としている。 	<p>YouTube、TikTok、Instagram、Xのいずれのサービスでもアカウント作成時の年齢確認は自己申告 (アカウント作成後にInstagram、YouTube、TikTokにおいてはアクティビティに基づく年齢推定システムを導入)</p>
イギリス	オンライン安全法(OSA)に基づく極めて有効な年齢認証に関するガイドラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象サービス： (義務) ポルノ等のコンテンツに遭遇するサービス (推奨) その他のサービス ・ 推奨される年齢確認手法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「極めて有効な年齢認証」 銀行の年齢データ利用、写真付き身分証明書との突合、顔写真のAIによる年齢推定、クレジットカードの確認、メールアドレスによる年齢推定（登録先サービス等での認証）、デジタルIDサービス等 ※EUにおける①と②に相当 ・ 一方で、自己申告(③)、18歳未満でも使える決済手段での確認等は単独で信頼できる年齢認証方法として認められない。 	<p>YouTube、TikTok、Instagram、Xのいずれのサービスでもアカウント作成時の年齢確認は自己申告 (アカウント作成後にInstagram、YouTube、TikTokにおいてはアクティビティに基づく年齢推定システムを導入)</p>
オーストラリア	オンライン安全法2024改正法に基づく「合理的措置」に関するガイドラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象サービス： (推奨) 16歳未満のオーストラリアの子どもがアカウントを登録することを防止する「合理的措置」を行わなければならないサービスとして指定されたSNS ・ 推奨される年齢確認手法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多層的な「年齢認証」 個人の年齢・年代を確認、推定、推測するために使用される様々なプロセスを指し、「年齢推定」、「年齢推論」、「年齢検証」が含まれる。※EUにおける②と③に相当 クロスプラットフォーム認証や相互運用可能なソリューションを年齢認証プロセスに組み込むことも検討すること。具体例として以下が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上流サービス（アプリ最新サービスなど）からの年齢情報の共有 ・ 同一企業が運営するサービス間での同意に基づく年齢認証情報の共有 ・ 年齢認証措置が信頼性の低い結果を生じた場合、確実な年齢認証が行われるまで、追加の安全対策（特定コンテンツや機能へのアクセス制限など）を行う。 	<p>YouTube、TikTok、Instagram、Xのいずれのサービスでもアカウント作成時の年齢確認は自己申告 (アカウント作成後のアクティビティに基づく年齢推定等は複数のサービスで実施)</p>

＜デフォルト設定・広告の閲覧制限＞

- ✓ プラットフォームサービスにおける青少年保護措置の促進

＜利用対象年齢＞

- ✓ プラットフォームサービスの利用規約等で定める対象年齢と、アピリストアのレーティングの在り方
- ✓ アピリストアのレーティング基準
- ✓ プラットフォームサービス自体の対象年齢

＜年齢確認＞

- ✓ 利用開始時における年齢確認方法
- ✓ 利用中における対象年齢未満の利用者を検知するための年齢推定等に係る機能

＜その他＞

- ✓ サービスのリスク評価

フィルタリング機能の改善

○MNOが提供しているフィルタリングサービス

	NTTドコモ	KDDI (au)	ソフトバンク	楽天モバイル	
サービス名	あんしんフィルター for docomo	あんしんフィルター for au	あんしんフィルター for Softbank	あんしんコントロール by i-フィルター※	あんしんコントロール
提供事業者	ネットスター	ネットスター	デジタルアーツ	デジタルアーツ	楽天モバイル
月額使用料 (税込)	無料	無料	無料	330円	550円

※2025年9月24日に
新規受付終了

○MVNOが提供しているフィルタリングサービス（一例）

	IIJ	イオンリテール		オプテージ		JCOM	TOKAI コミュニケーションズ	DTI (トーンモバイル)		日本通信	ビッグ ローブ
サービス名	i-フィルター for マルチデバイス	イオンモバイルセキュリティPlus	i-フィルター for マルチデバイス	ウイルスバスター モバイル 月額版	安心フィルタリング	あんしんフィルターfor J:COM	TOKAI SAFE	あんしんインターネット Lite	あんしんインターネット オプション	i-フィルター for マルチデバイス	i-フィルター for Android
提供事業者	デジタルアーツ	イオンリテール	デジタルアーツ	トレンドマイクロ	デジタルアーツ	KDDI	TOKAIコミュニケーションズ	DTI	DTI	デジタルアーツ	デジタルアーツ
月額使用料 (税込)	396円	220円	396円	297円	385円	無料	440円	無料	110円	396円	220円

※第2回WG資料2-2より再掲

構成員限り

ウェブフィルタリング

アプリフィルタリング

課金の制限

アプリ型

OS機能

※第2回WG資料2-2より再掲

構成員限り

利用時間制限

位置情報確認

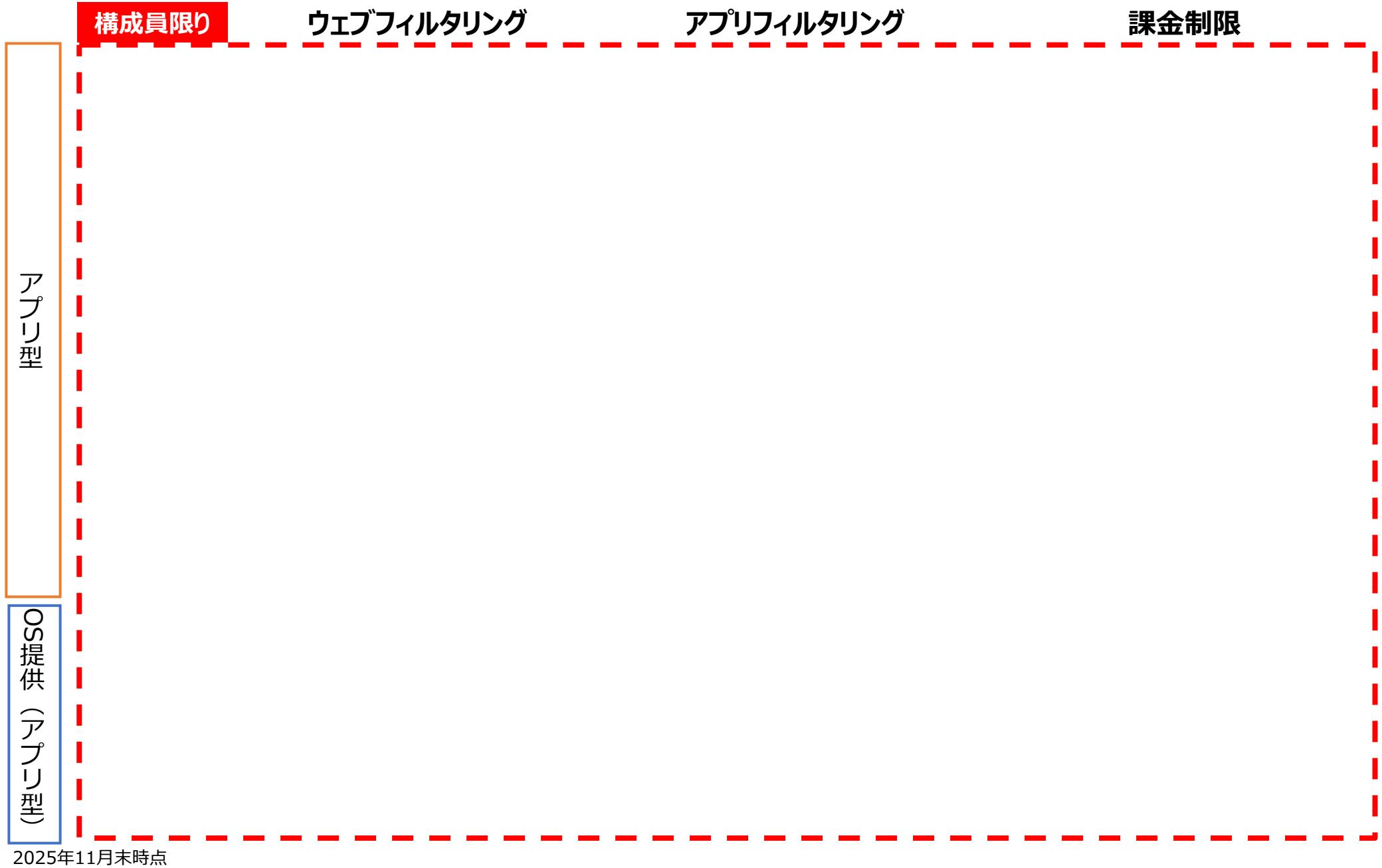
発信リスクへの対応

その他機能

アプリ型

OS機能

※第2回WG資料2-2より再掲



※第2回WG資料2-2より再掲

構成員限り

利用時間制限

位置情報確認

発信リスクへの対応

その他機能

アプリ型

OS提供（アプリ型）

日本におけるその他のフィルタリングアプリ（一例）

- 携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービス以外にも、セキュリティソフト事業者等が提供しているフィルタリングサービスが存在する。主な機能等は表のとおり。
- コドマモは、発信のリスクに対応した特徴的な機能を提供。ウイルスバスタークラウドは、セキュリティソフトとしての安全対策に加え、発信のリスクも対応した機能やペアレンタルコントロール機能を提供。

サービス名（事業者名）	サービス・機能	対象OS	利用者数	料金体系
コドマモ (Adora社)	<ul style="list-style-type: none"> 危険なメッセージのお知らせ：LINEのやりとりから、いじめ・誹謗中傷・個人情報流出などの危険な内容をAI検知して保護者へ通知（Androidでは、LINE、Instagram、Kakao Talk、WhatsApp、X、Discordに対応） 性的自撮りブロック：わいせつの可能性がある撮影またはダウンロードをAIで検知し、保護者へ通知、子ども側へ削除を促す 新しい友だちのお知らせ：「これまで話したことのない相手」と会話が始まった際に通知 アプリ使い過ぎストップ：スマホの利用時間をアプリごとに管理できる機能 勝手な課金のブロック：アプリ内課金（Android・iOS）およびAndroid端末における有料アプリのダウンロード時に制限画面を出して課金をブロックする旨の機能 	iOS Android	累計アプリインストール数： 21.6万人 (2026年2月時点)	990円/月
ウイルスバスタークラウド (トレンドマイクロ社)	<ul style="list-style-type: none"> 有害サイト規制（ペアレンタルコントロール）：あらかじめ設定したカテゴリや個別サイトのブロックができる 不正Webサイトへのアクセスブロック：Webサイトの安全性を判定し、不正なWebサイトへのアクセスをブロック SMS スキャン：メッセージの特徴や含まれるリンクを分析し、危険なメッセージを検出<iOSのみ> アプリの利用制限（ペアレンタルコントロール）：使用を制限するアプリを設定し、インストールしているアプリの起動を制御 Webサイト安全性チェック QRコードスキャン カレンダースパム対策 広告ブロック：Safariとセーフブラウザにおいて Web ページ内の広告をブロック<Androidのみ> 機械学習型スキャン 不正アプリのインストール前ブロック アプリの権限チェック イメージスキャン：URLを含むメッセージのスクリーンショットを取ることで、不正なリンクかどうか確認できる 	iOS Android	Google Play のDL数は 1,000万以上 ※iOSのDL数 は不明	3,122円/ 年

【参考】諸外国におけるフィルタリングサービス（一例）

- 米国・韓国のサービスでは子どもの端末の閲覧画面を収集するサービスが存在。
- その他、メッセージの送受信モニタリング・アラート機能やマネーマネジメント能力の育成機能等を有するサービスもある。

サービス名 (事業者名)	提供地域	特徴的なサービス・機能	対象OS	利用者数	料金体系
OurPact (米Eturi社)	米国	<p>【自動スクリーンショット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どものデバイスのスクリーンショットを一定の時間ごとにリアルタイムで収集し定期的に親に共有されるシステム 事前に設定した不適切カテゴリーでフラグ付けすることも可能 	iOS Android	100万人以上	7~10ドル/月
Qustodio (西Qustodio社)	EU 英国 オーストラリア 等	<p>【メッセージのモニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受信または送信されたプライベートなメッセージの送受信の相手・時間・内容を確認する機能（※Androidのみ対応） <p>【AI搭載アラート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトおよびSNSなどで、いじめ、自傷行為、学校などの気になるトピックをAIが検出した場合に、メールやプッシュ通知が保護者へ届く機能（※Androidのみ対応） 	iOS Android	利用家庭数 800万家庭～	55ドル/年 100ドル/年 ※プランにより異なる
ScreenCoach (豪ScreenCoach 社)	オーストラリア	<p>【利用時間の制限・延長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予め設定したTodo（家事や学校の課題、運動や読書等の健康的な習慣）を子どもがこなした際、ご褒美としてスクリーンタイムの延長と交換可能な「トークン」やお小遣いと交換可能な「ジェム」を付与 <p>【マネーマネジメント能力の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者はすべての入金や支出（サブスクリプション含む）をScreenCoach上で承認・管理可能 子どもに自分の支出履歴を確認させることで、お金がどこに使われているのかを理解させ、資金管理と生活スキルの向上を促進する 	iOS Android	累計1万DL以上 有料会員数：200人以上	8ドル/月 40ドル/半年 60ドル/年
Xkeeper (韓8snippet社)	韓国	<p>【端末の画面確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 端末の画面に現在表示されている画面を確認する機能（子どものプライバシー保護のため、画面は低画質で表示） 	Android	累計会員数54万以上	33,000ウォン/年

- ✓ キャリアフィルタリングが提供可能な機能と新たなリスクへの対応

携帯電話事業者における青少年確認義務

2024年度実地調査（覆面調査）の結果

- 令和7年1月～3月、MNOサービス（4社）、MVNOサービス（10社）、光ファイバインターネットサービス（10社）を対象に、消費者保護ルールの実施状況に関する利用者への説明・応対の実施状況等について調査を実施。
- 青少年インターネット環境整備法第13条※に規定される購入時の青少年確認義務の履行状況について、MNOは84%、MVNOは73%。
※ 契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が18歳未満か確認する義務
- 調査結果を踏まえ、令和7年7月、対象事業者及び業界団体に対し、消費者保護ルールの遵守について、要請文書を発出。

MNO

赤枠内は構成員限り

携帯電話の利用者について確認がありましたか。 【第13条青少年確認義務】	口頭での確認	140	全体
	口頭以外での確認（書面、動画、音声ガイダンス等）		76%
	確認がなかった		8%
	N		16%
			140

MVNO

赤枠内は構成員限り

携帯電話の利用者について確認がありましたか。 【第13条青少年確認義務】	口頭での確認	146	全体
	口頭以外での確認（書面、動画、音声ガイダンス等）		43%
	確認がなかった		30%
	N		27%
			146

【参考】これまでのMNOサービス実地調査（覆面調査の結果）

- ・青少年インターネット環境整備法第13条に規定される購入時の青少年確認義務の履行状況は72～88%。

MNO		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
携帯電話の利用者について確認がありましたか。 【第13条青少年確認】	口頭での確認があった	79%	70%	76%	63%	73%	76%
	口頭以外での確認があった（書面、動画、音声ガイダンス等）	6%	11%	7%	9%	15%	8%
	確認がなかった	14%	19%	16%	28%	12%	16%
	N	160	165	165	166	140	140
フィルタリングの必要性・内容の説明がありましたか。 【第14条フィルタリング説明】	あった	93%	77%	73%	85%	94%	85%
	なかつた	7%	23%	27%	15%	6%	15%
	N	15	13	51	55	53	52
フィルタリングサービスを使える状態にしてもらいましたか。 【第16条フィルタリング有効化】	はい（無償）	89%	63%	79%	78%	77%	71%
	はい（有償）	0%	0%	2%	4%	4%	0%
	いいえ（自分で設定するように言われ、案内を受け取った）	6%	19%	16%	15%	15%	17%
	いいえ（自分で設定するよう言われ、それ以上の説明はなかった）	0%	6%	4%	4%	0%	6%
	いいえ（その他）	6%	13%	0%	0%	4%	6%
	N	18	16	57	55	53	52

【参考】これまでのMVNOサービス実地調査（覆面調査の結果）

MVNO		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
携帯電話の利用者について確認がありましたか。 【第13条青少年確認】	口頭での確認	46%	62%	55%	53%	54%	43%
	口頭以外での確認（書面、動画、音声ガイダンス等）	7%	6%	7%	21%	23%	30%
	確認がなかった	47%	32%	38%	26%	23%	27%
	N	254	195	195	195	145	146
フィルタリングの必要性・内容の説明がありましたか。 【第14条フィルタリング説明】	あつた	81%	69%	69%	74%	80%	80%
	なかつた	19%	31%	31%	26%	20%	20%
	N	89	133	120	144	40	40
フィルタリングサービスを使える状態にしてもらいましたか。 【第16条フィルタリング有効化】	はい（無償）	44%	42%	50%	45%	17%	15%
	はい（有償）					43%	50%
	いいえ（自分で設定するように言われ、案内を受け取った）	23%	37%	23%	35%	31%	18%
	いいえ（自分で設定するよう言われ、それ以上の説明はなかった）	13%	16%	10%	10%	6%	0%
	いいえ（その他）	19%	5%	19%	11%	3%	18%
	N	30	19	40	40	35	40

【参考】MNOにおける新規契約時の青少年確認方法（必要書類）

赤字：他社との差異	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	楽天モバイル
契約可能年齢	・小学生以下の名義の契約不可	・小学生以下の名義の契約不可 ※中学校入学の3か月前から契約可能	・12歳未満の名義の契約不可	・制限なし
<対面> 青少年が <u>契約者</u> の場合	・青少年の本人確認書類 ・親権者の「同意書及び本人確認書類」 ・親権者であることが分かる書類（戸籍謄本、住民票など） ※契約者と親権者の本人確認書類において、名字・住所が同一であることが確認できる場合は不要		・青少年の本人確認書類 ・親権者の「同意書及び本人確認書類」	
<対面> 青少年が <u>使用者</u> の場合	・契約者の本人確認書類 ・使用者の本人確認書類	・契約者の本人確認書類 ・使用者の本人確認書類 ※使用者の本人確認書類がない場合、契約者による使用者年齢の申告に基づき確認することが可能	(使用者である青少年が契約者である場合のみ可)	
<オンライン> 青少年が <u>契約者</u> の場合	・契約不可	(KDDI・UQ) ・契約不可（店頭へ誘導）(povo) ・13歳以上の名義の契約可 ・青少年の本人確認書類 ・親権者の同意書	・契約不可	・青少年の本人確認書類 ・親権者の同意書
<オンライン> 青少年が <u>使用者</u> の場合	・対面と同等の書類が必要	・契約者の本人確認書類 ・使用者（未成年者）の生年月日を取得	・対面と同等の書類が必要	(使用者である青少年が契約者である場合のみ可)

注：上記表は青少年であることを確認するために必要となる書類のみを記載しており、契約時に必要となるその他書類（金融機関口座情報など）は省略。

(2026年1月末時点)

携帯電話事業者における青少年確認義務に関する論点

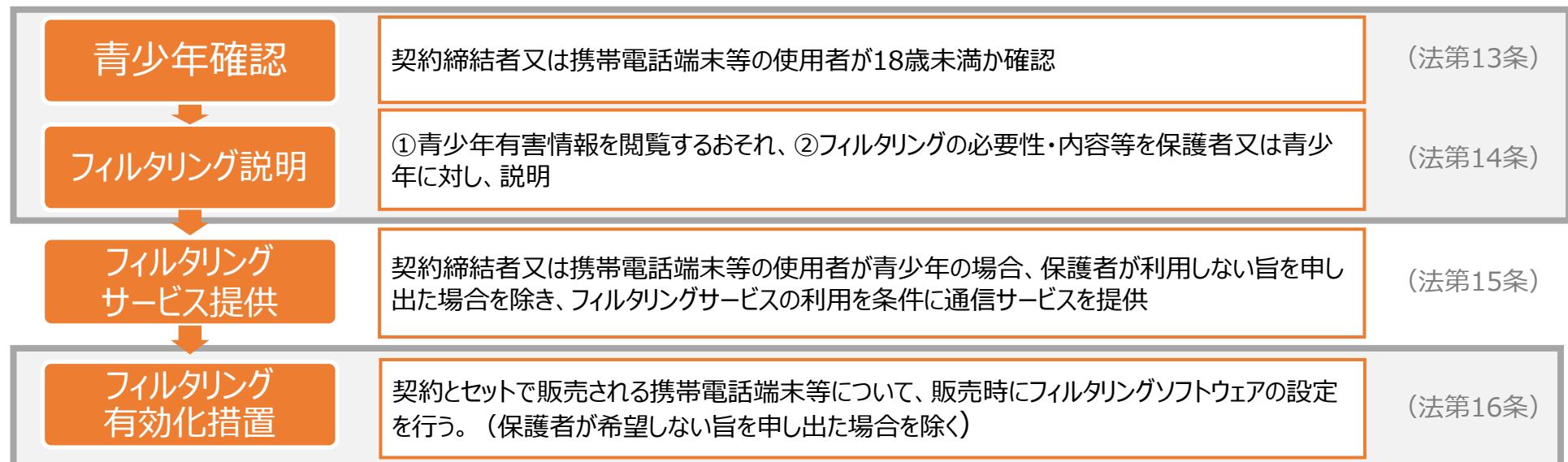
- ✓ 携帯電話事業者における青少年確認義務・フィルタリング説明義務・フィルタリング提供義務・
フィルタリング有効化措置実施義務

<参考>

■ 青少年インターネット環境整備法〔2008年6月11日成立、2017年6月16日改正法成立、2018年2月1日改正法施行〕

携帯電話事業者及び代理店に対して、以下を義務付け

※灰色線の枠内は、平成29年の改正で追加された義務



(注) その他

上記「青少年確認」において、保護者等に対して、携帯電話端末等を青少年に使用させるために契約を締結しようとする場合にはその旨を申し出ることを義務付け

ICTリテラシーの向上

ICTリテラシー向上に関する総務省の主な取組（令和8年1月末時点）

名称	内容	主な対象者			公表・周知先		
		青少年	保護者	教職員	総務省HP	教育委員会	関係団体
インターネットトラブル事例集	青少年のインターネット利用に係る最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめたもの。 https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/	○ (教職員向けガイドあり)	-	-	○	○	○
e-ネットキャラバン	インターネットの安心・安全な利用のため、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での啓発講座。 https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/	○	○	○	○	○	○
ICTリテラシー啓発教育教材	デジタル空間での特性を理解し、新たな課題にも対処できるICTリテラシーを身につけるための教材（青少年、保護者、シニア向け）。 https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/Ictliteracy_for_yps/	○ (教職員向けガイドあり)	○	-	○	○	○
インターネットとの向き合い方～ニセ・誤情報にだまされないために～	受講者が、偽・誤情報について知り、それに備えることができるよう設計された啓発教育教材。 https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/nisegojouhou/	○ (教職員向けガイドあり)	○	-	○	○	○
DIGITAL POSITIVE ACTION	ICTリテラシー向上のための官民が連携した意識啓発プロジェクト。 https://www.soumu.go.jp/dpa/	○	○	○	○	○	○

參考資料

こども家庭庁での検討状況

こどもみんなか
こども家庭庁

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討WGについて

- 以下のとおり、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の下に新たにWGを設置し、整備法の今後の在り方等を検討したい。
- なお、当該WGでは、各府省庁の工程表に基づく取組に関しても適宜御助言いただくことを想定している。

- 「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の下に新WGを設置。



- 原則公開。ただし、議論の内容によっては一部非公開。

構成員（事務局：こども家庭庁）

上沼 紫野	弁護士・（一社）安心ネットづくり促進協議会 理事
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部 教授
櫻井 鼓	追手門学院大学心理学部 教授
岸原 孝昌	（一社）モバイル・コンテンツ・フォーラム 専務理事
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
柳元 陽夏	大学生（埼玉大学）

＜その他ヒアリング＞

リテラシー向上の取組をしている若手クリエイター、プラットフォーム事業者、精神科医師、業界団体 等

＜オブザーバー＞

関係府省庁（内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・公正取引委員会・個人情報保護委員会事務局・デジタル庁）、

業界団体（一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人電子情報技術産業協会）

今後のスケジュール案

	新WG	検討会
R8.1月	第1回	第67回検討会＜同日持ち回りで開催＞ ※WG立ち上げについて
2月	第2回	
3月	第3回	
4月	第4回	
5月	第5回	第68回検討会 ※基本計画のフォローアップ
6月	第6回	
7月	第7回 中間整理 P	
8月		第69回検討会 ※WGの中間報告
9月		
10月		
11月		
12月		

直近の諸外国の状況

オーストラリア 16歳未満SNS禁止 施行後1か月の動向

- 2026年1月16日、eセーフティ・コミッショナーは施行後の初期対応として、**主要SNSが16歳未満と特定された約470万アカウントのアクセスを削除・停止・制限したと公表**した。
- Metaは、「青少年が利用する多くのアプリは、法律の適用範囲外で、年齢認証ツールを導入していなかったり、安全性を重視していなかったりする。**年齢確認と保護者の承認をアピリストアにおいて実施するよう法律を拡張する必要がある**」との嘆願書を提出。Snapchatも同様の主張。
- また、YouTubeは、16歳未満のアカウントを禁止した結果、ペアレンタルコントロールやウェルビーイング設定など、年齢に応じてアカウントに設定できる機能が使えなくなり、かえって子どもの安全を損なうとして政府を批判している。
- シドニー在住の14歳の少女（Amy）は、施行から1か月が経過し、「スマートフォンから切り離された感覚があり、生活習慣が変わった」と述べている。施行直後は無意識にSnapchatを開こうとしていたものの、数日後には「ストリーク（毎日投稿を求められる仕組み）を気にしなくてよくなり、むしろ自由を感じた」と日記に記している。
- 13歳の少年（Aahil）は、「**利用時間や生活はほとんど変わっていない**」と述べている。YouTubeやSnapchatについては、**年齢を偽って利用を継続し、規制対象外のRobloxやDiscordなどのゲーム、メッセージングプラットフォームで友人と交流**している。
- 15歳の少女（Lulu）は、TikTokやInstagramで**年齢を偽った新規アカウントを作成し、利用自体は継続している**と語っている。ただし、「SNSを使い過ぎたくないという意識も生まれ、本を読む時間は増えた」とし、**一定の行動変容も見られる**。
- 複数の未成年に共通して、Snapchat等が使えなくなった結果、WhatsAppやFacebook Messengerといった**規制対象外のメッセージングアプリへ移行した**との指摘もなされている。

出典：[Platforms restrict access to 4.7 million under-16 accounts across Australia | eSafety Commissioner](#)ほか各種公開情報より総務省作成

フランス 15歳未満のSNS利用を禁止 とする法案の可決

- 仏国民議会は、ソーシャルネットワークの利用によって生じるリスクから**未成年者を保護することを目的とする法案を可決**した。
- この法案には、**15歳未満の児童生徒にSNSサービスへのアクセスを禁じる**という条項が含まれ、プラットフォーム事業者に対し利用者の事前の年齢確認を義務付ける。
※学習目的での事典類、科学研究、ソフトウェア開発・共有にかかるサービスへのアクセスは例外。
- プラットフォーマーへの規制は、電子通信・郵便・出版流通規制機関（ARCEP）が所掌する。
- この法案ではまた、未成年が過度に商業目的のコンテンツに触れる 것을避ける目的から、**未成年向けのSNS上で心身の健康への悪影響が疑われる商品の広告を掲載しない、インフルエンサー等が成人向けのコンテンツをオンライン上で公開する際には「15歳未満の視聴は危険」という旨の表示を義務付ける**等の規定が設けられている。
- 2026年9月1日**（教育法典の改正部分は2026年～2027年学年度の新学期開始日）を施行日とし、施行日前に開設されたアカウントに対しては、施行日から4ヶ月後に施行。

出典：[未成年者保護 ソーシャルネットワークのリスク - 法案 | vie-publique.fr](#)

スペイン 16歳未満SNS禁止の方針

- 2月3日、スペインのサンチェス首相は16歳未満の子供によるSNSの利用を禁止する方針を発表。
- 16歳未満の子供のSNS利用禁止に際し、SNSを運営するプラットフォーム企業に**年齢確認システムの導入を義務付ける**方針。

出典：[La Moncloa. 03/02/2026. Pedro Sánchez announces that Spain will ban access to digital platforms for children under sixteen years old \[News\]](#)